

降積雪期等災害時における 相互協力に関する協定書

平成 30 年 6 月 15 日

えちぜん鉄道株式会社



福井鉄道株式会社



降積雪期等災害時における相互協力に関する協定

えちぜん鉄道株式会社（以下「甲」という。）と福井鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、降積雪期等災害発生時における相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が、降積雪期等災害発生時に相互に協力を行うことにより、安全な輸送および早期の運行再開に寄与することを目的とする。

（相互協力体制）

第2条 甲および乙は、相互協力を円滑に行うため、雪害等災害に関する各種情報の把握に努めるとともに共有を図るため、相互連絡体制（別図）を構築する。

（相互協力事項）

第3条 甲および乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組む。

- (1) 保有する除雪用等資機材、物資の提供
- (2) 鉄道運行情報、降積雪情報及び除雪情報等の提供
- (3) 除雪車両やポイント融雪装置等の燃料調達
- (4) 救済等のためのバス及び要員の調達
- (5) 雪等による破損等復旧に必要な保有資機材の提供
- (6) 連携・共同除雪等復旧作業（田原町駅構内等）の実施
- (7) 相互乗入れ電車運行、運休の協議
- (8) 車両脱線等の事故対応（技術者派遣等）
- (9) 道路管理者など福井県、各市町等との協議
- (10) その他本協定の目的に沿う事項

（個別の協議）

第4条 甲および乙は、本協定に基づき個別の案件について連携して実施するものとし、具体的な進め方等について別途協議し定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ保有するものとする。

平成30年6月15日

甲 えちぜん鉄道株式会社

代表取締役社長

豊北景一

乙 福井鉄道株式会社

代表取締役社長

村田治夫